

地区計画の区域内における行為の事前相談書

年 月 日

(あて先) 東大阪市
都市計画室次長

住 所
相談者
氏 名
連絡先

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づく次の行為の届出にあたり、事前相談いたします。

- 届出に係る行為
- 土地の区画形質の変更
 - 建築物の建築又は工作物の建設
 - 建築物等の用途の変更
 - 建築物等の形態又は意匠の変更
 - 木竹の伐採
 - 土石、廃棄物又は再生資源の堆積

記

1	行為の場所	東大阪市 (地区名:)					
2	行為の着手予定日	年 月 日					
3	行為の完了予定日	年 月 日					
4	設計又は施行方法	(1)土地の区画形質の変更	区域の面積		m ²		
		(2)建築物の建築又は工作物の建設	(ロ)設計の概要	(イ)行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
					届 出 部 分	届 出 以 外 の 部 分	合 計
				(i)敷地面積			m ²
				(ii)建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
				(iii)延べ面積	(m ² m ²)	(m ² m ²)	(m ² m ²)
				(iv)高さ	地盤面から		m
				(v)緑化施設の面積			m ²
				(vi)用途			
		(vii)垣又はさくの構造					
		(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途	m ²	
		(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
		(5)木竹の伐採	伐採面積		m ²		
		(6)土石、廃棄物又は再生資源の堆積	物件の堆積を行う土地の面積	物件の種類		m ²	

(備考)

- 1 相談者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第 12 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2) (ii) 延べ面積欄の () の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2) (i) 敷地面積の合計欄及び(2) (ii) 延べ面積の合計欄 (同欄中の ()) は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄) についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の事前相談書によることができる。
- 6 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画において定められた基準からの高さとする。
- 7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。
- 8 (6) 物件の種類欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の内容を記載すること。